

高等学校等就学支援金制度

～簡単な手続きで、授業料が実質 **無料** になります！～

高校では、全日制は月額9,900円（年額118,800円）
定時制は月額2,700円（年額32,400円）の授業料がかかりますが、
就学支援金制度の対象となる世帯の方は、申請等の手続きを行うことで、
国から就学支援金が支給され、授業料をご負担いただく必要がなくなります。

ひとり親世帯に
限った制度では
ありません！

毎年、申請して
いただく必要が
あります！

全国の多くの
高校生が申請
しています！

就学支援金は、
返済不要です！

対象となる世帯は？

- 保護者（親権者）全員の「市町村民税所得割額」の合計が、**30万4,200円未満の世帯の方**

※ ひとり親世帯の場合は、一人分の額です。

※ 兄弟姉妹・祖父母の額は含めません。

※ 年収約910万円未満が目安となりますが、扶養の人数等により該当する場合がありますので、必ず市町村民税所得割額をご確認ください。

- 生活保護を受給している世帯の方

やることは3つだけ！

- ① **申請書（届出書）と確認票を書く！**

学校から配付する「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書又は収入状況届出書」と「就学支援金確認票」を記入してください。

- ② **所得に関する書類を用意する！**

次のいずれかをご用意ください。

- ・勤務先からもらう「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」のコピー
- ・自宅に郵送される「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」のコピー
- ・市役所等で発行できる「市町村民税・県民税課税証明書」の原本又はコピー
- ・市役所等で発行できる「生活保護受給証明書」の原本

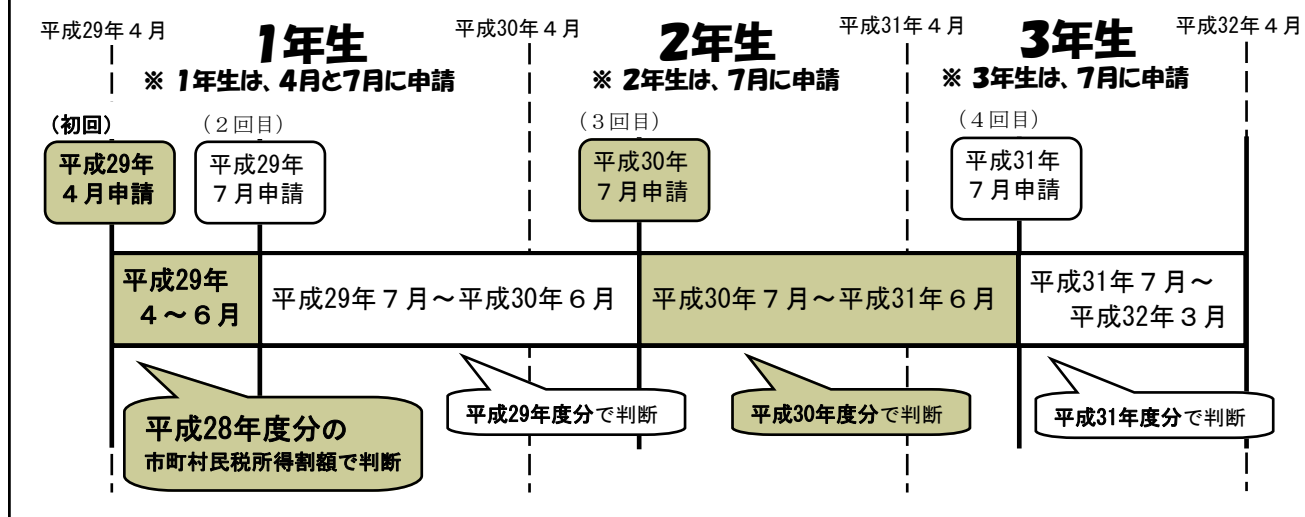
- ③ **学校に提出（申請）する！**

①と②の書類を事務室に提出（申請）してください。

在学中に4回（定時制は5回）申請していただきます！

- 就学支援金の支給は、年度ごとの課税額で判断するため、毎年7月頃に申請していただく必要があります。
- 初回(入学時)は、入学年の4～6月分についての申請です。前年度分の所得に関する書類を用意してください。
- 2回目以降の申請については、毎年6月頃にご案内します。
- 初回の就学支援金の支給を受けた方であっても、7月以降も支給を受けるためには、2回目以降の申請が必要です。
- 初回の対象でなかった方でも、該当する年度の市町村民税の所得割額が30万4,200円未満であれば、2回目以降の申請ができます。

【参考例】全日制の平成29年度入学者の場合



過去に高等学校等に在籍したことがある方へ

- 高等学校を卒業又は修了した方、高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えている方は申請できません。
※ 上記に該当しない場合は、就学支援金制度の対象です。申請できます。
- 就学支援金制度の対象にならない方でも、学び直し支援金制度・授業料免除制度等の対象になる場合がありますので、入学時に必ず事務室にご相談ください。

就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けられず、授業料を納付していただくこととなりますのでご注意ください。